

## 平成 2 6 年度実施方針

イノベーション推進部

## 1. 件名

平成 2 5 年度 イノベーション実用化ベンチャー支援事業

## 2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 1 4 年法律第 1 4 5 号）  
第 1 5 条第 1 項第 3 号

## 3. 背景及び目的

我が国経済を再生させていくためには、新たな事業・雇用創出等の核となることが期待される研究開発型ベンチャー企業等による技術開発成果の実用化を推進していくことが重要である。

「好循環実現のための経済対策」（平成 2 5 年 1 2 月 5 日閣議決定）では、経済の成長力の底上げ等のため、成長戦略の実行の加速化と強化に取り組むこととし、その一環として、研究開発型ベンチャー企業等の技術の実用化支援を実施することとされている。

実用化開発は、事業化に至る前の非常にリスクの高いフェーズであり、多くの研究開発型ベンチャー企業等が研究開発資金の調達を含め困難に直面する。そのため、本事業は、研究開発型ベンチャー企業等の有する優れた先端技術シーズや有望な未利用技術を活用した実用化開発を支援することにより、リスクを低減させ、研究開発成果を迅速に実用化・事業化に結びつけ、新規事業・雇用の創出等を促進することを目的として実施する。

## 4. 事業内容

## 4. 1 事業概要

研究開発型ベンチャー企業等の有する優れた先端技術シーズや有望な未利用技術を実用化・事業化に着実かつ効果的に結実させるため、概ね 3～5 年以内に実用化が見込まれる技術開発を支援する。

実施に当たっては、実用化開発を行う研究開発型ベンチャー企業等から広くテーマを公募し、イノベーションの強化に資する優れた提案に対し助成する。

## 4. 2 事業方針

## &lt;助成要件&gt;

## (1) 助成対象事業者等

研究開発型ベンチャー企業等を対象とする。その定義としては、日本に登録され、かつ、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有し、助成事業終了後、実

用化を主体的に実施する中小企業基本法に規定される「中小企業」（※技術研究組合やカーブアウトベンチャーなどを含み、設立10年以内の中小企業を重視）を対象とし、この対象事業者から、e-Radシステムを用いた公募によって研究開発実施者を選定する。

## （2）対象分野

助成対象事業としては、次の要件を満たすものとする。

①競争力強化のためのイノベーションを創出し、持続的な経済成長の実現に資する新規性・革新性の高い実用化開発であること。

②事業期間終了後概ね3～5年以内に実用化が可能な具体的な計画を有すること。

（注1）経済産業省所管以外の技術開発及び原子力に関する技術開発を除く。

（注2）実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、申請可能。（創薬等の開発で治験を実施する場合は第Ⅱ相まで申請可能）

## （3）審査項目

原則として、別紙のとおり。

### <助成条件等>

#### （1）実施期間

1年以内

#### （2）規模・助成率

##### ①助成額

年間500百万円以内（下限15百万円）

##### ②助成率

2／3以内

#### （3）採択予定件数

新規採択予定件数は定めず、新規採択分予算に応じ、提案内容の優れているものを採択する。

#### （4）今年度事業規模

補正予算102億円の内数（96億円程度）

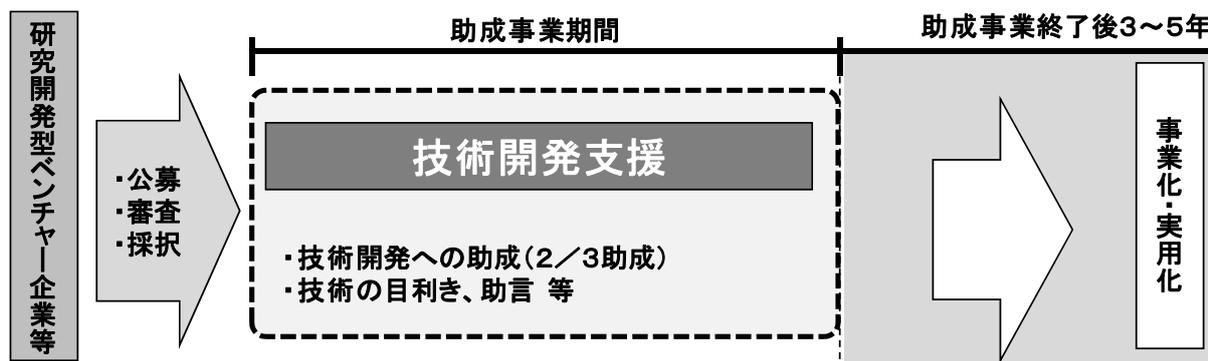
予算規模については変動があり得る。

## 5. 事業の実施方式

### 5.1 実施体制

本事業における実施体制は以下のとおり。

## 平成25年度 イノベーション実用化ベンチャー支援事業 実施スキーム



### 5. 2 採択方法

#### (1) 審査方法

e-Rad システムへの応募基本情報の登録は必須とする。

外部有識者による書面審査・外部審査委員会等を経て、契約・助成審査委員会により決定する。

なお、採択に当たっては対象とする技術の性格からより戦略的かつ高度な審査を必要とするため、特にNEDO内関係部との緊密な連携の下、採択案件の選定を行う。

事前書面審査の実施者は公募時に公表し、採択審査委員は採択結果公表時に公表する。

申請者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施する。審査委員会は非公開のため、審査経過に関する問い合わせには応じない。

#### (2) 公募から採択決定までの審査等の期間

原則70日以内とする。

#### (3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDOから申請者に通知する。

なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

#### (4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、研究開発テーマの名称・概要を公表する。

### 5. 3 研究開発テーマ評価に関する事項

#### (1) 評価項目・基準

助成事業終了後、事後評価において、以下に掲げる事後評価項目に基づき、研究開発テーマについて助成事業開始当初の事業計画に対する達成度等を評価する。

##### 【事後評価項目】

- i) 助成期間に計画していた技術開発
- ii) 助成期間後の技術課題と対策

- iii) 市場と市場の中での位置づけ
- iv) 実用化の計画

## (2) 評価実施時期

事後評価を適切な時期に実施する予定。

## 6. 事業期間

平成25年度から平成26年度までの2年間とする。

## 7. その他重要事項

### 7. 1 評価

NEDOは、我が国の政策的及び技術的な観点及び事業の意義、成果及び普及効果等の観点から、有識者へのヒアリング等を活用した事業評価を適切な時期に実施する予定。

### 7. 2 交付決定の実施

平成26年度内に助成期間が終了するように交付決定を行う。

## 8. スケジュール

(注) 時期は予定であり、前後する場合がある。

平成26年

3月上旬～4月中旬	審査
4月中旬	契約・助成審査委員会 (採択テーマの決定)
4月中旬	採択決定

## 9. 実施方針の改訂履歴

平成26年 1月制定

(別紙) 審査項目について

① 技術評価

項目	審査基準
基となる研究開発の有無	・提案の実用化開発の基となる技術開発の成果（実験データ等）が明確に示されていること。 また、提案の実用化開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われていること。
技術の新規性及び目標設定レベルの程度	・新規性のある技術であって、国際的に見ても目標設定のレベルが相当程度高いこと。
特許・ノウハウの優位性	・申請者（企業）が開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
目標、課題、解決手段の明確性	・本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
費用対効果	・研究計画に要する費用（助成金の使用計画）が適切であり、費用対効果（助成金額と得られる事業化効果など）が高く、助成規模に応じて効果（社会的必要性など）が十分に期待できること。
研究計画の妥当性	・予定期間内に計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと。

② 事業化評価

項目	審査基準
新規市場創出効果	・当該研究成果の広汎な製品・サービスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。市場規模を判断材料とし、その際に助成金額（全期間）を考慮。
市場ニーズの把握	・市場ニーズを具体的に把握（ユーザーとの接触、市場調査等）していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされていること。
開発製品・サービスの優位性	・市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位（性能、価格等）であること。将来の市場において相当の占有率が期待できること。
事業化体制	・技術開発体制のみではなく、事業化をするために適切な体制となっていること。
事業化計画の信頼性	・事業期間終了後概ね3～5年以内に実用化が

	達成される可能性が高いことを示す具体的かつ確かな事業化計画を提案し、予想されるリスク（市場変動、技術変革等）などへの対策が盛り込まれていること。
--	--

③その他の評価項目

項目	評価基準
事業者の新規性	・公募締切日において設立10年以内の企業であること。
金融機関等との連携	・事業化に向けてベンチャーキャピタル等金融機関等との連携がされていること。
採用予定先（取引先）等との連携	・事業化に向けて開発された技術の採択予定先（取引先）等との連携がされていること。
過去にNEDO等が実施した事業との関連	・NEDO等が実施した技術開発事業の成果を活用したものであり、当該助成事業の実施により、その成果の実用化が加速すると認められること。
地域経済活性化への貢献	・地域資源を活用し技術開発が実施されることにより、地域経済の活性化への貢献が特に見込まれること。